

[事案 29-324] 災害入院給付金支払請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

災害入院給付金が入院期間の一部期間分しか支払われなかったことを不服として、支払対象外となった入院期間に対応する給付金の支払いと、支払いが遅れたことに対する遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腱板断裂により 4 か月以上入院したため、平成 13 年 3 月に契約した終身保険の災害入院特約に基づき災害入院給付金を請求したが、一部期間分しか支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院した全期間分の災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 既往症があったことから一般の腱板断裂より治療に時間がかかったものであり、本入院は糖尿病の治療目的であったと評価するのは不合理である。
- (2) 保険会社は、主治医の判断を信用せず、審査の引き延ばしをしている。

<保険会社の主張>

腱板断裂で手術を伴う場合の一般的な入院期間は 1～2 か月であり、申立人の場合も、特に長期にわたる入院が必要な医学的要因はなく、受傷部位を考えれば、本請求期間中の腱板断裂の治療は通院治療で十分対応できたので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本請求期間中の入院が約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められず、保険会社における支払遅延行為があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。